

第 239 回：役員報酬と役員賞与（事前確定届出）について

役員報酬と役員賞与の明確な違いについてご存知ですか。知らずにあやふやなままにしていると、意外と損をしていることもあります。一般従業員の給与や賞与は経費にすることができますが、役員に関しては**報酬**が経費にできる一方で、事前に届け出を行っていない**賞与**は経費にできません。

今回は、役員賞与を支給し、かつ税務上の経費とするためのルールを取り上げます。

■ 役員報酬とは

役員報酬は、わかりやすくいえば役員の給与のようなものです。しかし、従業員の給与と役員報酬では、税法上の扱いや決め方のルールが異なります。役員報酬は原則として年度を通じて一定であり、増額または減額する場合は、株主総会で決める必要があります。

従業員の給与は、原則として全額を経費にできますが、役員報酬を経費にするためには一定のルールを守る必要があります。利益調整などに使われることを防ぐために、役員報酬を経費とするためには、厳しいルールが定められています。

◇役員報酬を経費とするための 3 つのルール

- ①毎月同額を支給すること。
- ②変更する場合は、事業年度開始日から「3 か月以内」であること。
- ③不相当に高額でないこと。

■ 役員賞与とは

役員賞与は、原則として経費にできません。経費にできない理由は、会社の業績に応じて賞与を支給することや、決算期に利益圧縮のために活用するといった、税金を逃れるための利益操作が可能となるためです。

しかし、一定のルールを満たすことで役員賞与も経費にできます。ルールを守らないと税務上の経費にできず会社の税金と個人の税金が二重にかかってくることになり、会社の資金繰りにも影響する可能性があります。

否認されると法人税 25 万が加算されます!!

会社の税金		総負担額	会社の税金		総負担額		
売上	2,200 万円	17 万円	売上	2,200 万円	42 万円		
仕入	1,300 万円		仕入	1,300 万円			
役員報酬	500 万円	個人の税金	役員報酬	500 万円	個人の税金		
役員賞与	100 万円		役員賞与	0 万円			
経費	300 万円		各種控除 (社会保険等)	150 万円			
利益	0 万円	給与(役員報酬)	500 万円	利益	100 万円	給与(役員報酬)	500 万円
法人税	0 万円	役員賞与	100 万円	法人税	25 万円	役員賞与	100 万円
		各種控除 (社会保険等)	150 万円			各種控除 (社会保険等)	150 万円
		利益	450 万円			利益	450 万円
		法人税	17 万円			法人税	17 万円

◇役員賞与を経費とするための4つのルール

①支給時期・支給額を事前に決定すること。

役員賞与は、定款に定めるか、定款で定め無い場合には株主総会決議にて決定を行います。決定の方法としては、直近業績や事業計画、会社規程等々を元に具体的な支給額を決定する方法や、賞与の別枠を決定し取締役会内で具体額を決定する方法、同じく別枠を決定した上で代表取締役に一任する方法などがあります。

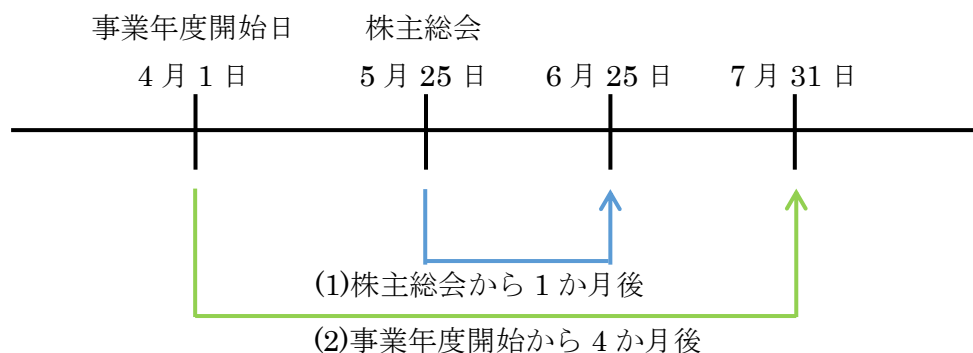
②期限内に税務署へ「事前確定届出」を出すこと。

この届出には、厳しい期限が設けられています。具体的な期日は下記のようになります。

《原則》提出期限としては、(1)と(2)のいずれか早い日

- (1) 役員賞与の内容を決議した株主総会等の日から1カ月経過する日
- (2) 事業年度開始日から4カ月を経過する日

(例)3月決算法人の場合



(1)の日：6月25日、(2)の日：7月31日

→いずれか早い日が提出期限となるため、提出期限は6月25日

《例外》新設した会社の場合には、設立した日から2ヶ月以内

③事前確定届出の内容通りに支給すること。

決められた報酬額や支給日は厳守しなければなりません。たとえ1円であっても1日であってもずれてしまうと経費に計上できません。

経費とならないと、全額が会社の利益として税計算されることとなります。

④不相当に高額でないこと。

従業員への賞与支給条件とあまりにも異なる場合や、同業他社と比較して高すぎる場合、労働の対価ではなく、不正に支給していると税務署が判断した場合は経費にできない可能性があります。

役員賞与は、従業員への賞与と異なり、いきなり支給すると経費になりません。支給する場合には、計画とスケジュール管理が必要です。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください。